

SDGs政策コンテスト実施業務委託仕様書

1. 委託業務名

SDGs 政策コンテスト実施業務

2. 業務の目的

まちの持続的発展のため、次代を担う若者を対象に、SDGs（持続可能な開発目標）の視点で「豊中の未来」を考え SDGs 及び豊中市政への興味・理解・関心を深めてもらうことで、まちづくりへの参画意識を醸成するとともに、まちづくりに主体的に参画する人材の育成につなげる。これらを実践する場として SDGs 政策コンテストを実施する。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月31日(日)まで

4. 業務委託内容

(1) コンテストの企画・運営

SDGs をテーマとした政策立案を目的とするコンテストを企画し、出場者が政策立案をスムーズに行えるよう、問題の発見、現状分析に必要なデータ分析、課題整理及び設定、予算の策定などに取り組みるとともに、参加者が描くまちのビジョンが現実的に裏付けられるように支援する。

(2) コンテストの広報、出場グループ募集

① 広報・周知

出場グループの募集は、専用ホームページを作成し、高校・大学等において事業周知等を行う。また、政策コンテストにおける出場者や、その取組状況の広報活動を行う。

② 参加者への連絡調整

参加受付及び参加者への連絡は受託者が行う。

③ 対象者

15歳から39歳のグループ。(ただし中学生は参加不可)

1グループ3～6名とし、コンテスト(提案発表)の性質を鑑みて、5～8グループ程度を想定。

(3) イベント運営

キックオフ、提案発表(10月上旬予定)、振り返りミーティングは必須とし、その他必要に応じて実施すること。また、イベントにおける設営・司会、資料等の作成など、運営全般を行うこと。

(4) 出場グループへの諸連絡・指導・進捗管理

出場グループが円滑に政策立案形成を行えるよう、定期的に、進捗状況の確認や助言及び指導等を行う。政策立案過程において、出場チームから市職員への質問があれば、質問・回答のとりまとめ及び周知を行う。また、出場チームの進捗状況について、定期的に市に報告を行う。

(5) 出場チームのプレゼンテーション準備に対する支援

提案発表当日に向けて、プレゼンテーションの手法、資料作成のポイント等の支援を行う。

(6) 振り返りミーティング時において、出場した者の意識変化をみるため、アンケート調査を実施し、分析を行うこと。

(7) 新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令等の不測の事態の発生等本仕様書に記載のない事項については、本市との協議により決定する。

(8) その他、市が必要と認める業務内容

5. スケジュール(予定)

- ・ 4月下旬～5月中旬 運営事業者公募
- ・ 5月下旬 運営事業者決定・契約締結
- ・ 6月上旬～7月中旬 コンテスト参加者募集
- ・ 8月上旬 オリエンテーション（キックオフ）
- ・ 9月中旬 ワークショップ
- ・ 10月上旬 提案発表
- ・ 2月頃 振り返りミーティング実施

6. 成果物等

受託者は委託業務の成果として、次の物品を市へ納入すること。

また、成果物等の権利の帰属はすべて委託者のものとし、受託者は、委託者が承諾した場合を除き、成果物等を公表してはならない。

	成果物等提出物	提出部数	提出期日	備考
1	業務実施計画書	1	契約後 14 日以内	電子媒体可
2	業務報告書	1	令和 6 年 3 月末	電子媒体可
3	業務完了届	1	業務完了時	電子媒体可

【業務報告書内容】

- ① 各イベントの開催報告書（実施内容、実施日時、実施場所、参加者数、写真等が記載されたもの）
- ② 出場全グループのビジョン・政策提案内容（プレゼンテーション資料・動画）
- ③ 出場した者の意識変化を示すアンケート分析結果
- ④ 業務日報
- ⑤ その他関連資料

7. その他

- (1) 受託者は、業務を受託するにあたり、所要の消耗品に伴う経費を準備・負担するものとする。
- (2) 受託者は、本業務を担当する総括責任者及び従事者を指定し、委託者に報告するものとする。また、総括責任者は、本業務に精通した経験者とする。
- (3) 受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を委託者に申し出ることができるが、本業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 単純集計、印刷製本、消耗品の購入等の軽微な業務以外の委託業務に係る履行について第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- (6) 本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。業務委託内容の詳細については、提案事業者からの企画提案内容を踏まえ、改めて優先交渉権者決定後、市と協議し、作成するものとする。